

富山県告示第19号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月19日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年1月19日

富山県知事 新 田 八 朗

道路の種類 及び路線名	区 間	変 更 前後別	記号	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル	縦覧場所
一般国道 471号	富山市八尾町切詰字倉ヶ 谷5番39から	変更前		最大 17.2 最小 4.0	111.6	富山土木 センター
	富山市八尾町切詰字倉ヶ 谷5番39まで	変更後		最大 44.5 最小 10.2	111.6	
一般国道 472号	富山市八尾町切詰字倉ヶ 谷5番39から	変更前		最大 17.2 最小 4.0	111.6	富山土木 センター
	富山市八尾町切詰字倉ヶ 谷5番39まで	変更後		最大 44.5 最小 10.2	111.6	

富山県告示第20号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において1月19日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和6年1月19日

令和5年12月7日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社インテック 富山市牛島新町2番2号

5 随意契約に係る契約金額

49,500,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第11条第1項第1号に規定する特許権等の排他的権利若しくは特殊な技術に係る特定役務の調達をする場合において、当該調達の相手方が特定されているときに該当するため

随意契約の相手方等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和6年1月19日

富山県知事 新 田 八 朗

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

富山県サービス連携プラットフォーム等構築業務 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県知事政策局デジタル化推進室行政デジタル化・生産性向上課

富山市新総曲輪1番7号

3 随意契約の相手方を決定した日

令和5年12月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

NTTビジネスソリューションズ株式会社 富山ビジネス営業部

富山市東田地方町1丁目1番30号

5 随意契約に係る契約金額

124,630,000円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号に掲げる
場合に該当するため
